

(公 印 省 略)
産第 30265-398 号
令和 3 年 10 月 5 日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太
(産業経済部産業政策課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度
及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和 3 年 10 月 5 日（火）に開催しました、第 63 回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（10 月 8 日（金）以降）を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

－ 前回（10 月 1 日（金）以降）要請からの変更点－

(1) ガイドライン警戒度の変更
警戒度「3」：35 市町村

(2) 外出・県外移動について

- ・ 3 密となるリスクが高く、感染防止対策がとられていない場所への外出は自粛
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方などハイリスクの方は、感染対策を徹底の上、慎重に判断
- ・ 直近 1 週間の感染者数が人口 10 万人当たり 10 人以上の都道府県（関東地方では 5 人以上の都県）への移動は、特に慎重に判断し、その地域での行動についても慎重にする
(10/8～：茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、大阪府、兵庫県、沖縄県)

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（10 月 8 日（金）以降）』を御確認ください。

【問い合わせ先】

(社会経済活動再開に向けたガイドラインに伴う要請内容及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関すること)

担当：危機管理課感染症対策調整係 027-226-2420

(その他)

担当：産業政策課感染症対策産業経済支援室 事業者支援係 027-226-3326